

市長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、野田市長が市政の円滑な運営のために支出する交際費について、その種別、支出範囲その他必要な事項について定めるものとする。

(支出基準等)

第2条 市長交際費の支出基準は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(見直し)

第3条 この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

別表

種 別	区 分		金 額 等	備 考
病気見舞	市議会議員(現職)	本人	10,000円	1週間以上の入院又は1ヶ月以上の自宅療養
火事見舞	市議会議員(現職)	本人	10,000円	
行事関係	各種団体等が主催する行事		(1) 会費等の額 (2) 会費等の額が不明の場合、会場等に応じて実費相当額を支出	
弔 慰 (葬儀)	職員(現職)	本人	花輪又は生花及び盛籠(10,000円程度)	
	市議会議員(現職)	本人	花輪又は生花及び盛籠(10,000円程度)	
	市議会議員(元職)	本人	花輪、生花又は盛籠(10,000円程度)	
	行政委員会委員(現職)	本人	花輪、生花又は盛籠(10,000円程度)	
	附属機関の会長(現職)	本人	花輪、生花又は盛籠(10,000円程度)	
	自治会長・納税組合長・廃棄物減量等推進員(現職)	本人	盛籠(5,000円程度)	
賛 助	各種団体等が行う事業の趣旨に対する賛助		10,000円以内	